

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月24日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第13号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年香川県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員派遣を受ける法人) 第2条 略</p> <p><u>(特定法人)</u> <u>第3条 条例第10条第2号に規定する株式会社で人事委員会規則で定めるものは、高松空港株式会社とする。</u></p> <p>(特定法人の業務に従事させない職員の特例) 第4条 略</p> <p>第5条 略</p>	<p>(職員派遣を受ける法人) 第2条 略</p> <p>(特定法人の業務に従事させない職員の特例) 第3条 略</p> <p>第4条 略</p>

附 則

この規則は、平成29年10月31日から施行する。